

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

NPT  
再検討  
会議

## 最終文書合意できぬまま閉会

# 薄められた核軍縮「効果的措置」 —手掛かりは残された

核不拡散条約(NPT)再検討会議は、5月22日、最終文書に合意できぬまま閉会した。直接の理由は米・英などが「中東非核兵器地帯のための国際会議を16年3月1日までに開催する」案への同意を拒否したことにあつた。一方、条約第6条の完全履行のための「効果的措置」も核兵器国の抵抗にあつた。核兵器は非人道的であるがゆえに核軍縮の効果的措置の探求が必要、との論理はかろうじて最終文書案に残された。この議論が今秋の国連総会の「公開作業部会」に引き継がれることに、米国が事実上同意したことは今後への重要な手掛かりである。

### 新アジェンダ連合の声明 —「効果的措置」前進の決定を

「効果的措置」が議題とされた主委員会 I (第6条等)<sup>1</sup>第1日目(5月1日)、H. E. デル・ヒギー・ニューージーランド軍縮担当大使は新アジェンダ連合(NAC)を代表して、本再検討会議の目標を次のように述べた<sup>2</sup>。第1に、NPT第6条が求める核軍縮に関する「効果的措置」を前進させるのに有用な法的アプローチを探究すること。第2に、「効果的措置」を前進させるための決定を行うこと。そして第3に、国連総会のみならずすべての軍縮議論の場での適切なフォローアップ行動を要求すること。(強調は原文)

つづいて大使はNACが「作業文書9」<sup>3</sup>で示した、①包括的もしくは簡潔型の単独の条約と②相互に補強しあう枠組み協定、という法的アプローチの選択肢を論じることの意義を強調した。「条約第6条を効果的ならしめる方法に関与することによって、締約国は同条を一般的に遵守することにとどまらず、そのような方法の提案へと歩を進めることになるだろう。このギア・チェンジは、核軍縮を前進させるために至急必要だ。」

さらに大使は、締約国の中に今日の混迷した安全保障環境を理由に核兵器の保持を合理化する国があると指摘、「核兵器は安定を提供しないし、紛争を予防するのに役立ちはしない。それどころか、たった一発の核兵器の爆発によって引き起こされる健康、環境、食物連鎖の破壊それ自体が世界秩序に永続的な後遺症をもたらす」とこのような立場を批判した。

#### 今号の内容

決裂したNPT再検討会議

#### 「効果的措置」めぐる議論の経緯

<資料>主委員会文書の変遷

(報告)「非核兵器地帯」国際ワークショップ

フォト・リレー「グローバルウェイブ2015」

ニューヨーク会議報告 林田光弘(明治学院大学4年)

#### 日米・新「防衛協力指針」の危険

<資料>「指針」(抜粋)

【連載】被爆地の一角から(89)

若者へ—徴兵という「近未来」 土山秀夫

# 米の反論

## —「効果的措置」即「法的拘束力」は誤り

5月8日の主委員会 I・下部機関 I において、ロバート・ウッド米軍縮会議特別代表は、「効果的措置について述べる」と切り出して、次のような論理を展開した。

「我々は、多国的な法的拘束力のある協定のみが『効果的措置』であるという前提を受け入れることはできない。このような前提は、第6条の条文とその交渉過程に忠実ではない。(略)核軍縮プロセスの最終局面が、合意された法的枠組みの中で追求されなければならないことを、我々は受け入れられる。しかし、第6条が核兵器を最終的に廃絶するための時間枠も特定の要件も要求していないことは明白だ。」

そして特別代表は、核軍縮はステップ・バイ・ステップでしか進みえないと次のように強調した。「それぞれのステップが次のステップの条件と機会を創り出す。条件と機会はビジョンと現実主義の産物だ。」

このように、「効果的措置」の法的アプローチを巡る議論の入口には大きな見解の相違が存在した。それは「核兵器廃絶」を目指すNAC、同調する多くの国そして市民社会と、あくまでも「ステップ・バイ・ステップ」に留めようとする米国を代表とする核兵器国とその同調者の立場である。

# 「人道的結末」と「効果的措置」の連関、不明確に

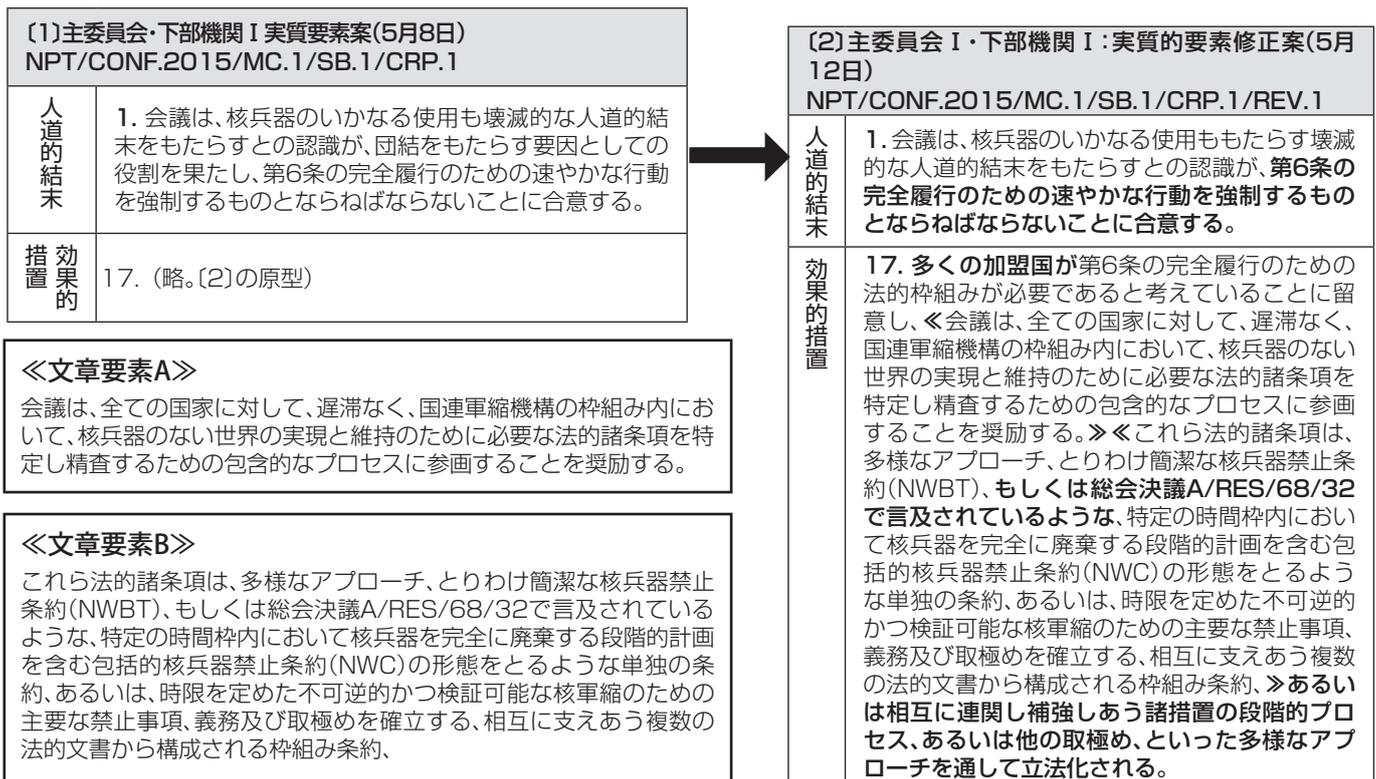
主委員会 I の原案から最終文書案(5月21日)に至る「効果的措置」を巡る文言の変遷を、日付順に整理したブロック図にまとめたのが3~4ページの資料である。主委員会と下部機関の議論は非公開で行われ、文書も公開されなかった。それでもNGOの粘り強い活動によって入手できた一部の文書が広く公開され、私たちがそれを元に分析を行うことができた。10年再検討会議でも事情は同様であった。

ブロック図には「効果的措置」と連動する文脈に置かれた「(核兵器の)人道的結末」に関する項目を併せて示した。本来、法的議論を含む「効果的措置」に注目する契機の一つは、この会議の焦点の一つである「人道的結末」の認識にあったからである。「人道的結末」それ自体に関する成果については次号で述べるとして、本稿では、「効果的措置」に関する修正の流れと、「人道的結末」と「効果的措置」との連関の修正の流れに焦点を当てたい。

まず「効果的措置」の内容を見る。主委員会 I・下部機関 I の原案((資料(1)17項)、(資料(2)17項))では、核兵器なき世界のための法的諸条項を「特定し精査する」プロセスの必要性が、簡潔な核兵器禁止条約(NWBT)や包括的核兵器禁止条約(NWC)などを例示しつつ示された。ところが最終文書案(資料(5)154-19項)では、NWBT

### 【資料】「人道的結末」と「効果的措置」に関する文書改訂のブロック図

注：引用した文書は公開されたものに限られており、全ての文書を網羅しているわけではない。  
太字：当該文書で初めて導入された文章または文節。



## 国連総会での闘いが問われる

上記のような文書改訂の経過は、NACと同調国の本意に大きく反するものであったし、最終文書案も満足ゆく内容のものではなかった。NACの一員であるアイルランド代表は5月22日の閉会会合においてこの現実を「残念至極」とした上で、第6条の履行の「効果的措置」の探求を「緊急の課題として継続」と述べた。

同じ22日の閉会会合で米国のローズ・ゴットモラー国務次官補(軍備管理・国際安全保障担当)は、「最終文書の(中東非核兵器地帯部分の)他のすべての部分に賛同する用意があった」と述べた。これは重要な言質であり、国連総会公開作業部会で「効果的措置」を議論することに米国も反対できないであろう。もちろん、これは一つの手掛かりに過ぎず、私たちには更に大胆な挑戦が求められる。(田巻一彦、梅林宏道)⑩

やNWCといった例示が消え「法的諸条項は、単独条約もしくは枠組み条約を含む多様なアプローチを通して確立しうる」とされた。

2010年合意における対応部分はどうなっていたであろうか？そこでは国連事務総長の5項目提案に留意しながら「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別の努力を払うことの必要性」と述べていた。これと比較すると例示は消えたとはいえ、単独条約、枠組み条約、その他という概念的に整理された表現になった。さらに、国連総会でそれを精査するための公開作業部会を設置することを勧告した。作業部会のコンセンサス原則に問題は残るが、全体としては2010年合意よりは少し前進したと言える。

一方、5月8日(資料[1]1項)及び5月12日(資料[2]1項)の主委員会I・下部機関I案では、「人道的結末への認識」が「第6条の全面的履行」の動機とされなければならないことが直接的に述べられていた。これが変遷を経て、5月21日の「最終文書案」では、二つは切断されてしまった。上記の米国のウッド代表の演説から、背後に米国の強い反発があったものと想像できる。しかし、皮肉なことに?日本政府が別の理由から強調していた「人道的結末への懸念」が「軍縮努力を下支えする鍵」(154-1項)という表現で二つの連関が示される結果となっている。

注

- 1 議長:エンリケ・ロマン・モレー(チリ)。再検討会議には3つの主委員会が置かれる。「第I」は核軍縮、核授受、消極的安全保証、「第II」は保障措置、非核兵器地帯、「第III」は平和利用、核保安、核燃サイクル、脱退制度化をそれぞれ所掌する。各委員会には必要に応じて下部機関が置かれる。
- 2 本稿で引用する演説草稿、文書の原文は国連「2015年NPT再検討会議」サイト参照。  
[www.un.org/en/conf/npt/2015/documents.shtml](http://www.un.org/en/conf/npt/2015/documents.shtml)
- 3 本誌前号に全訳。

〔3〕主委員会I 議長報告草案(5月14日) NPT/CONF.2015/MC I/CRP.4	
結末 人道的	(2)1に該当する条項はない。
措置 効果的	42-19.《文章要素A》、《文章要素B》あるいは他の取極め、といった多様なアプローチを通して立法化される。



〔4〕主委員会I 議長報告修正草案(5月15日) NPT/CONF.2015/MC I/CRP.4/Rev.1	
人道的 結末	31. 会議は、核兵器による人道的結末が、深くつながりあった世界においては政府のみならず個々のすべての市民に対して影響を与え、人類の生存と環境にとって深い影響を及ぼすことに留意するとともに、さらに、この認識が核軍縮の全てのアプローチ及び努力の基礎に置かれねばならないことに留意した、159の加盟国を代表するオーストリアの共同声明を歓迎する。
効果的 措置	47-19.《文章要素A》、《文章要素B》あるいは他の取極め、といった多様なアプローチを通して立法化される。このプロセスにおいては、同時的に実現が可能で、相互に補強しあう 実際的なビルディング・ブロックが特定され、精査されるであろう。



〔5〕最終文書案(5月21日) NPT/CONF.2015/R.3 (主委員会Iの「議長文書案」と同じ文章。)	
人道的 結末	154-1. 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすとの懸念が、核軍縮分野における諸努力を下支えし続けるべき 鍵となる因子であり、これら結末の認識が全ての加盟国による核兵器のない世界に進むための努力の緊急性を強めるものでなければならないことを強調する。(略)  154-2. 会議は、第6条の全面履行のためのあらゆる効果的措置を追求することを求める。
効果的 措置	154-19. 会議は、国連総会第70会期において、核兵器のない世界の実現と維持に貢献し、かつ必要とされる法的諸条項もしくは他の取極めを含む、第6条の完全履行のための効果的措置を特定し精査するための公開作業部会を設立するよう勧告する。法的諸条項は、単独の条約もしくは枠組み条約を含む多様なアプローチを通して確立される。会議は、自らの手続き規則にしたがって下部機関の作業方法を決定する国連総会の特権を侵害することなく、その公開作業部会はコンセンサス原則に基づき作業を行うよう勧告する。会議は、全ての国家がこのオープンかつ包括的なプロセスに参画するよう奨励する。

(訳:ピースデポ)

＜報告＞日韓モンゴルNGO共催ワークショップ  
4月30日、ニューヨーク・国連本部

# 注目度高まる 北東アジアの非核兵器地帯化

## 盛況だったワークショップ

4月30日、2015年NPT再検討会議が開催されている国連本部(ニューヨーク)において、日韓モンゴルNGO共催のワークショップ「北東アジア非核兵器地帯の設立はグローバルな核兵器廃絶に寄与する」が開かれた<sup>1</sup>。ワークショップには、広島、長崎、藤沢各市長を初め、国連軍縮局、宗教者、米、中、ロ、日、韓、モンゴル6か国の政府代表部関係者など約120人が参加した。

日韓のNGOは、2003年以来、北東アジア非核兵器地帯(以下、NEA-NWFZ)設立への努力が、「グローバルな核兵器のない世界」へむけて大きく寄与するとの観点から、NPT再検討会議や準備委員会の場でワークショップを開催してきた。企画にあたり、念頭に置いた最も大きな要素は、13年7月、国連事務総長の軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との画期的な勧告を行ったことである。これを背景として14年4月には長崎、広島市長が、NEA-NWFZ設立を支持する日本の自治体首長543名の署名を国連事務総長に直接手渡している。

## 3年続けて5カ国政府代表部から参加

会議は、ピースデポ、ピースボート(日本)、平和ネットワーク、参与連帯(韓国)、さらにブルーバナー(モンゴル)が共催し、レリジョンズ・フォー・ピース(RFP、平和のための宗教者連合)、国際平和ビューロー(IPB)、世界教会協議会(WCC)、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)、ノーチラス研究所の5国際団体が協力団体となった。コーディネートの中心はピースデポが担った。

冒頭、3人の市長から発言をいただいた。田上富久長崎市長は、「深刻化した北東アジア情勢を打開する有効な方法であると考え、非核兵器地帯の創設に向け力を注いでいる」と強調し、松井一實広島市長は「相互不信と脅しで成り立つ『核抑止』に基づく安全保障体制から脱却」する観点から、北東アジア非核兵器地帯の取組みを支持するとした。その後、NGO専門家、宗教者、国会議員から北東アジア非核兵器地帯に関するレク



チャーや報告を行った。

最後のセッションで、国連軍縮局のクリス・キング戦略政策ユニット長は、軍縮諮問委員会の勧告を受け、国連事務総長は、「地域の各国間の透明性と信頼醸成を促進する地域フォーラムのより積極的な役割の促進を含めて」、地帯内国家に対し非核兵器地帯設立への適切な行動を考慮するよう促していると話した。さらに5か国の政府関係者が個人資格ではあるが全員コメントをした<sup>2</sup>。各国とも発言内容そのものに前進はないが、米国が初めて発言し、13年の第2回準備委員会(ジュネーブ)でのワークショップ以来、3回続けて、6か国協議の当事国がそろって発言した実績は大きい。会の終わりに共催及び協力団体の連名で共同声明を採択した。

これまで、北東アジア非核兵器地帯は、国連総会やNPT会議で公式の議題になったことがない。これをいかに実現させていくかが当面の課題だ。4月24日、非核兵器地帯締約国会議の冒頭演説で、アンゲラ・ケイン国連軍縮局高等代表が、期待される新たな非核兵器地帯を3つ例示した際、真っ先に北東アジアをあげたこと(前号参照)は、この流れを促進する大きな追い風になる。今回は参加者も100人を超え、関心の高まりを実感できた。今後、自治体に加え、日韓両国の宗教界や国会議員に支持を広げ、日韓両政府への働きかけを強めていきたい。(湯浅一郎) 

注

- 1 プログラム、及び共同声明を含む資料はピースデポの次のサイトにある。[www.peacedepot.org/e-news/2015NPTWS.pdf](http://www.peacedepot.org/e-news/2015NPTWS.pdf)
- 2 各国の参加者は以下のとおり：大韓民国代表部イム・サンボム参事官、日本外務省西田充軍縮・不拡散専門官、中国代表部ドウ・シェン三等書記官、ロシア代表部ウラヂミール・オルロフ・グローバル国際交流センター長、及び米国代表部ジェフリー・ゲルマン核不拡散局特別代表事務所上級顧問。

# 「グローバル・ウェイブ2015」

## 世界42か国・116都市から核兵器廃絶をアピール

2015年4月26から27日、世界同時アクション「グローバル・ウェイブ2015」が実施された。核不拡散条約(NPT)再検討会議の開幕に合わせ、世界中の街から「さようなら核兵器！」(Goodbye Nukes!)の声をニューヨークに届けるためのものである。

世界42か国の116都市で様々なイベントが企画された。日本では、広島、長崎、東京、横浜、沖縄で実施され、京都と長崎からは、NPT再検討会議に向けた声明が寄せられた。世界中の写真や動画を、同アクションのウェブサイト(www.globalwave2015.org)の“List of Participants”(参加リスト)から見る事ができる。

同アクションは、「バーゼル平和事務所」(BPO)と「アボリッション2000」が呼びかけ、NPT再検討会議の開幕に合わせてニューヨークで集会やデモを行った。「平和と地球:核兵器のない公正で持続可能な世界をめざす行動」の一環として取り組まれた。ピースデポは、日本各地の行動とアクション本部(BPO)との調整窓口として、コーディネーションに取り組んだ。(編集部)



長崎(平和公園)



広島(平和記念公園)



東京(首相官邸前)



グアム

Global Wave 2015



イラン



フィリピン



ニューヨーク



ベトナム(列国議会同盟(IPU))



アフガニスタン



マーシャル諸島共和国



ベルギー  
(核軍縮・不拡散議員連盟(PNND))



インド



スコットランド



カザフスタン

# 日米ガイドライン改定

## 際限なき軍事協力拡大—国会論戦で歯止めを

2015年4月27日、岸田文雄外相、中谷元防衛省、ジョン・ケリー国務長官、アシュトン・カーター国防長官は、ワシントンで日米安全保障協議委員会(2プラス2)を開催し、新たな「日米防衛協力のための指針」(7ページ・資料に抜粋)を発表した。

新指針は、「平時から緊急事態までのいかなる状況においても」、「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」において、日米が「切れ目のない」軍事協力を行うことを目的とする(「I. 防衛協力と指針の目的」)。97年改定の指針(以下、「97指針」)で「日本に対する武力攻撃及び周辺事態」(強調筆者)とされていた地理的制約は取り払われ、グローバルな日米軍事展開を可能とするものである。

### ガイドライン改定の背景

「指針」は、冷戦下の1978年に初めて策定された。その目的は、日本に対する武力侵攻に対処する際の日米の防衛分担を明確にすることにあった。つまり、「自衛隊は日本の領域及びその周辺海空域において防衛」し、米軍はそれを支援・補完するとされた。

冷戦終結後、97年に「指針」は初めて改定される。97指針の「I 指針の目的」は、「平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態」において、日米協力を行うとした。改定時に強調されたのは94年の朝鮮半島「核危機」を念頭に置いた「日本周辺の安全保障環境の変化」であった。同指針においては日米防衛協力の範囲は「周辺事態」とされた。当初の政府見解では、「周辺事態」は「地理的なものではなく、事態の性質に着目した」概念とされたが、99年の周辺事態法案の国会審議の中で「中東やインド洋は想定されない」との小渕首相(当時)の答弁<sup>1</sup>で、地理的制約のある概念との解釈が定着してきた。

今回の改定は、2013年10月2日の2プラス2共同宣言で打ち出され、作業が開始された。14年10月8日に「中間報告」が、15年4月27日に「新指針」が発表された。今回の改定は、オバマ政権が進める「アジア太平洋地域へのリバランス」(軍事力の再均衡)政策と「整合」し、安倍政権の「積極的平和主義」政策に「対応する」もの(中間報告)とされた。「新指針」と同時に発表された2プラス2共同発表「変化する安全保障環境のためのより力強い同盟」は、国家安全保障戦略及び新「防衛大綱」(13年12月)、防衛装備移転三原則(14年4月)、特定秘

密保護法施行(14年12月)などを、「積極的平和主義」政策の「成果」として、米国は「歓迎し、支持する」とした。

### 新指針の問題性—軍を規制する論議を

「新指針」の最も大きな問題点は、「日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」(武力行使の「新3要件」第1項及び新指針IV. D)を念頭に、日米防衛協力を次のように拡大することにある。

- ①**地理的拡大**: 日米の軍事行動を「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」(新指針I)に拡大する。
- ②**武力行使の拡大**: 海外での武力行使を解禁する。
- ③**協力相手国の拡大**: 「米国又は第三国に対する武力行使に対処するため」にも「武力の行使を伴う行動をとる」(新指針IV. D)。

さらに、「V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」の節が新設されたことが重要だ。ここでは、「日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」において、「パートナー(筆者注: 日米以外の第三国)と協力しつつ、主導的役割を果たす」と明記された。97指針では、日本防衛と無関係の日米軍事協力はタブーとされ、「周辺事態」の概念によって、何とか日本防衛と関連付け活動範囲を広げていた。これが「新指針」では、日本防衛と無関係な場合でも地理的制約なしに活動が可能となった。

「指針」は、行政府間の合意文書であり、「いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない」(新指針II. D)とされている。また安保条約等の「日米関係の基本的な枠組は、変更されない」(新指針II. A)ともされている。しかし、「新指針」の内容は、海外での武力行使は許されないとするこれまでの日本の憲法解釈を大きく踏み越える。「希望の同盟へ」と題された安倍首相の米議会上下両院合同会議での演説(15年4月29日)で、法制整備の期限を「この夏までに」としたことも併せ、「対米公約」で法案を先取りする手法は厳しく追及されねばならない。

現在、国会では安保法制審議が始まっている。肝心な「安倍政権は安保法制で何がしたいのか」ということは、国会でも国民に対しても、説明は決定的に不足している。「共同通信」の世論調査

(15年5月31日付)によれば、8割以上の国民が「説明不足」と感じている<sup>2</sup>。

だが、安倍首相の目指すものは、「新指針」に書かれている。この指針を徹底的に検証、批判することを通して、安保法制論議を「軍の行動を規制する」方向に向かって深化させてゆく必要がある。そこでは、第1の当事者である自衛官の安全や人権のリスク拡大が、重要な論点になる。リスクの拡大は不可避であり、そのリスクを引き受ける覚悟が国民にあるのか、また、そのリスクを引き

受けることで本当に日本人の「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」が増すことになるのか—このような観点から徹底的に議論がされねばならない。(塚田晋一郎、田巻一彦)<sup>⑩</sup>

注

- 1 99年4月28日、参議院本会議。
- 2 15年5月31日「共同通信」世論調査。安倍政権は安保法制を「十分に説明しているとは思わない」81.4%、「十分に説明」14.2%。自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」68.0%、「変わらない」26.1%、「低くなる」2.6%。

### 【資料】新「日米防衛協力のための指針」(日米ガイドライン)(抜粋)

2015年4月27日  
日米安全保障協議委員会

#### I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、**アジア太平洋地域及びこれを越えた地域**が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となった同盟としての取組
- 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- 日米同盟のグローバルな性質(後略)

#### II. 基本的な前提及び考え方(略)

#### III. 強化された同盟内の調整

(前略)日米両政府は、**新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズム**を設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム/B. 強化された運用面の調整/C. 共同計画の策定

#### IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

##### A. 平時からの協力措置

1. 情報収集、警戒監視及び偵察/2. 防空及びミサイル防衛/3. 海洋安全保障/4. アセット(装備品等)の防護/5. 訓練・演習/6. 後方支援/7. 施設の使用

##### B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

1. 非戦闘員を退避させるための活動/2. 海洋安全保障/3. 避難民への対応のための措置/4. 捜索・救難/5. 施設・区域の警護/6. 後方支援/7. 施設の使用

#### C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合/2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合(後略)

#### D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、**米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため**、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、**武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合**であって、**日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき**、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより**日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態**に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、**武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。**

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. **アセットの防護**:(前略)当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. **捜索・救難(略)**

3. **海上作戦**:自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。(後略)

#### E. 日本における大規模災害への対処における協力(略)

#### V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、**アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及**

び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。(後略)

#### A. 国際的な活動における協力

1. **平和維持活動**:日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。(後略)

2. **国際的な人道支援・災害救援**:(前略)相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. **海洋安全保障**:(前略)海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. **パートナーの能力構築支援(略)**

5. **非戦闘員を退避させるための活動**:(前略)日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. **情報収集、警戒監視及び偵察(略)**

7. **訓練・演習(略)**

8. **後方支援**:日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

#### B. 三か国及び多国間協力

(前略)日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。(後略)

#### VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力(略)

#### VII. 日米共同の取組

A. 防衛装備・技術協力/B. 情報協力・情報保全/C. 教育・研究交流(略)

#### VIII. 見直しのための手順(略)

(防衛省ホームページから抜粋。強調はピースデポ。)

## NPT再検討会議に参加して

林田 光弘

(明治学院大学国際学部4年)

この度ピースデポの派遣で、NYにて開催されたNPT再検討会議に参加させていただきました、明治学院大学の林田光弘です。皆様のご支援があって、このような機会をいただきましたことを、紙面上ではありますが、感謝申し上げます。ちょうど5年前、長崎の若者代表として当会議に参加した際、日本の団体が主催するサイドイベントとして思い切って参加したのが、このピースデポが主催するワークショップでした。その時の高原孝生先生との出会いが無ければ、今の僕はありません。まさか5年後に自分がピースデポの一員として、今度は主催者の立場としてNYへ来ることができると、夢にも思いませんでした。お話を頂いた時、大学に入学してから4年間歩みを止めること無く動いてきて良かったと、感極まる思いでした。NYでは5年前お世話になった「核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会」の皆様とも再会ができました。前回、ある被爆者の方と交わした「また次も二人でNYへ来よう」という約束を叶えることができたことは、僕の何よりの喜びでした。語り部として活躍された方々も、次々この世を離れるなか、変わらず元気でいて下さる被爆者の方々の姿を見るのは素直に嬉しくもあり、襟を正されるような思いにもなります。

世界からの市民の参加の減少も影響して、今年の本会議開幕前後のNYは、日本人の参加者が割合として多い印象を受けました。会議の直前と開始期間の国連近辺は多くの日本人で溢れ、日本語より英語が一日のうちで少ないような状況でした。国連での会議の前日、PEACE&PLANET主催のGlobal Waveとマーチ(デモ)では、先頭を多くの被爆者の方が埋め尽くした光景が見られ、被爆から70周年の今年の参加を「被爆者としての



「Global Wave 2015」に集う市民。ニューヨーク、2015年4月26日(筆者撮影)。



SASPL(特定秘密保護法に反対する学生有志の会)主催デモにてスピーチを行う筆者。  
2015年3月22日、東京。

最後の叫び」とするための強い思いを感じました。現地アメリカから多くの参加者が見られたこのイベントではマーチ直前、ラリーとして現地活動家達のスピーチが行われました。このラリーで印象的だったのは、全体を通じて核軍縮・不拡散について、社会に数多く存在する問題と結びつけながら位置づけを行い、思考しようとする彼等の態度でした。

会議の蓋を開けてみると、そこにはあるのは「空虚な駆け引き」でした。P5と非核兵器国の間に存在する溝はより大きく深まったようにすら感じます。核の非人道性をめぐる議論は核兵器禁止条約に代表されるような核兵器禁止の法的枠組みの必要性を訴える基盤となるものでありながら、これまで行われてきた議論は「留意」することに留められました。結局、法的枠組みへ向けた次の具体的ステップに合意できないまま、会議は終わりました。今日までの研究者、活動家の努力によって示されてきた、核兵器は全ての人類に対するリスクであるという主張は、核兵器国によって閉ざされました。

今回の滞在期間、私が一番悔しい思いをしたのは日本政府に対してです。初日の岸田外務大臣の演説は耳障りのいい言葉を並べたにすぎず、詳らかに文章を紐解けばアメリカと一緒にステップ・バイ・ステップを歩むことを強調してばかり。現在のビルディング・ブロックの流れによる廃絶にむけた具体的な行動には一切協力の態度を示さないものでした。何より腹立たしいのは、同期間長期にアメリカを滞在した安倍首相です。彼が米国議会内で明言した「夏までの安保法制の実現」は、立憲主義と民主主義を壊す暴挙であるばかりか、時を同じく国連で必死の剣幕で核の非人道性を訴える国の代表者たちに対する無礼に他なりません。世界から見れば、安保法制とパッケージになった集団的自衛権の行使容認と自衛隊の活動拡大は明らかな日米の軍拡による脅威の増大です。唯一の被爆国という「肩書き」は、政府の醜態によって形骸化され、日本は核軍縮の足かせとしてしか存在感を示すことが出来ませんでした。

私たち日本市民は、このような政権には「I'm not Japanese Government」を突きつけ、世界の市民社会と連帯しながら行動を起こしていかなければなりません。被爆者の声に耳を傾け、国内外の動きをリンクさせながら、地球市民としての立場で私として個人の主張を世界に発信する。これが今回の渡米から学んだことであり、私の決意です。

# 再び徴兵制を考える

安倍晋三首相は先の国会論戦の中で「集団的自衛権の行使を認めれば、やがて日本が徴兵制になるなどデマを飛ばす人がいる。それはとんでもない話であって、絶対にあるはずのないことだ」と断言した。しかし首相はその根拠については一言も触れなかった。いや、触れなかったのではなく、触れ得なかったのが実際のところであろう。

この件については、本誌第423-4号にごく簡単に記したことがある。だが首相が徴兵制がデマだというのなら、若い人たちのために改めてここで述べてみたい。日米防衛協力の指針(今回改定された新ガイドライン)や閣議決定した安全保障政策の関連法案をみても分るように、米軍が戦闘を始めた場合、一定の条件を充たせば自衛隊も切れ目なく運命共同体(といっても日本が従属的立場であることに変わりはない)として行動を共にするのが可能となる。そして地理的制約も外してあるため、事と次第によっては、地球の裏側まで自衛隊が派遣されることもあり得る。

日本には自主的判断で米軍の要請を断る権利がある、などと安倍首相は強弁する。なるほど表向きはたえそうであっても、実際に正面切って断れるはずがない。中国の“脅威”をテコにして、どうしても“虎の威”である米国の力を借りたい日本政府が、時期的にそれほど急ぐ気になかった米側を督促し、頼み込む形で日米首脳会談に間に合わせたからだ。ごく最近、某民法テレビの報道特集で元自衛官幹部が「われわれは専守防衛だったからこそ、日本国民を守ろうとの決意で必死に訓練に励んできた。しかし、よその国にまでそれを広げるのには違和感がある。現場のわれわれと政治家の考え方に乖離を生じているのではないか」とキツパリと語るのを聞いた。無理もない、犠牲となるのは常に現場の自衛隊員なのだから。

現在、多くの自衛隊員はたとえ訓練は厳しくとも自己の心身の鍛錬に役立つ、或いは

各種技能の修得がその後の人生に役立つ、といった平時だからこそ許される目的で入隊するのがふつうであろう。ところがいったん戦時体制となり、いつ犠牲を強いられるか分からないとなると、隊員希望者が減少することは先ず間違いあるまい。その上ここに深刻な人口動態の影響が重なってくる。

2014年の人口動態統計の中で、死亡者数から出生数を差し引いた人口の「自然減」は過去最大であり、しかも8年連続の自然減の果てであった。また母親が一生のうちに産む子どもの数、つまり「合計特殊出生率」は1.43で、これが続けば人口は減る一方で2060年には日本の人口は約8,700万人まで落ち込む。さらに将来、兵役適齢期を担うべき15歳以下の人口が、ここ34年間減少の一途をたどっているため、2060年には若年者の低比率は推して知るべしだ。

安倍首相はこれらの客観的データを前にしてもなお自衛隊(というものよりも、もし現在進めようとされている安保健法に規定された自衛隊に変ぼうすれば、それはもはや国防軍そのものであるが)の隊員不足を補うのに、徴兵制の否定を何を以て断言できるというのだろうか。まさか外国人を傭兵としてやとうつもりなどと言いだすことはないだろうが。

今後の国会審議やもしも国民投票まで持ち込まれたと仮定しても、現在すでに兵役適齢期にある人たちは、徴兵を免れる可能性はたぶん高いだろう。しかし安倍政権の敷こうとする安保健法が続く限り、必ずやこれらの人々の子ども、或いは孫たちが国家の名において徴兵される可能性は十分にあり得る。その時になって自分たちの両親ないし祖父母たちは、なぜ体を張って反対してくれなかったのか、といくら責めたところでもはや遅いのだ。現在の若い人たちに、安保問題に関心を寄せてほしい理由の一つはこの点にある。



## 特別連載エッセー ● 89

つちやま ひでお  
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

## 被爆地の一角から

土山秀夫  
(題字も)

# 日誌

2015.5.6~5.20

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

ISIL=「イスラム国」/NSC=国家安全保障会議/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/THAAD=高高度ミサイル防衛

- 5月6日 ウォーレン国防総省報道担当大佐、日本へのオスプレイ17機決定について「記録が安全性を物語っている」と述べる。
- 5月7日 英国議会総選挙。キャメロン首相が率いる保守党が単独過半数を獲得。スコットランド国民党(SNP)が躍進し、56議席に。
- 5月8日 米国防総省、中国の軍事動向に関する年次報告書を発表。衛星破壊実験など中国の宇宙利用に強い懸念を示す。
- 5月9日 朝鮮中央通信、北朝鮮がSLBMの水中発射実験に成功と発表。同国自ら認めるのは初めて。
- 5月10~11日 仏の複数の原子力関連施設付近で、放射性物質濃度を測定する設備が燃やされる事件が3件相次ぐ。
- 5月11日 韓国国防部、北朝鮮のSLBM開発を「非常に深刻で、憂慮している」と述べる。
- 5月11日 安保法制と党協議、関連法案の全条文に合意。
- 5月12日 ケリー米國務長官、ウクライナ危機が始まって以来初めてロシアを訪問し、プーチン大統領と会談。
- 5月13日 中国外務省、NPT再検討会議最終文書案に「世界の指導者の広島・長崎訪問」を求める文言は「複雑で敏感な問題を入れるべきではない」と、削除要請の理由を説明。
- 5月14日 安倍政権、安保法制を閣議決定。
- 5月17日 ISIL、イラク・アンバール県の県都ラマディを掌握したと発表。
- 5月18日 ケリー米國務長官、ソウルで尹韓国外交部長官と会談。共同会見で「我々の最も大きな安保懸案は北朝鮮」と述べる。
- 5月18日 日本政府、豪が計画する次期潜水艦の共同開発の受注手続きに参加する方針をNSCで決定。
- 5月18日 08年9月から横須賀基地に配備されていた米原子力空母「ジョージ・ワシントン」が、「ロナルド・レーガン」と交代するため、横須賀を出港。

## イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ／監修：梅林宏道

発行：緑風出版／2014年11月30日／A5判 356頁

会員価格1700円／一般価格2000円(ともに+送料)

特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

- 2013年のキーワード：核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
- 市民と自治体にできること
- 豊富な一次資料

- 5月18日 日本政府、豪に日本の潜水艦技術情報を開示することを決定。中谷防衛相「防衛協力を新たな段階に引き上げるため」。
- 5月19日 スカパロッチェ韓米連合同司令官兼在韓米軍司令官、THAADの在韓米軍配備について、「未来のある時点」での配備の可能性に言及。
- 5月20日 北朝鮮、潘国連事務総長が21日に予定していた開城工業団地訪問を拒否。同日、核兵器小型化が進んでいるとの声明。
- 5月20日 安倍首相と岡田民主党代表、松野維新の党代表、志位共産党委員長がそれぞれ党首討論。安保法制や歴史認識が焦点。首相、戦闘行為目的の海外派兵を否定。

### 沖縄

- 5月8日付 防衛省、宮古島陸自配備計画で、市内2か所を有力候補地として選定。
- 5月8日 海上保安庁、キャンプ・シュワブゲート前で市民を強制排除。市民側弁護士、陸上での警察権行使を「違法な暴行」と批判。
- 5月8日 中谷防衛相、名護市久辺3区長らと面談。稲嶺名護市長とは面談せず。
- 5月9日 翁長知事と中谷防衛相が初会談。知事、「辺野古基地建設は不可能」と強調。辺野古制限域への調査立入許可求める。
- 5月9日付 米議会調査局、普天間飛行場県内移設の先行きを不透明視。日米関係報告書で県内の政治環境変化を指摘。
- 5月11日 野党系市議、那覇軍港の浦添移設を容認した松本浦添市長の不信任決議案審議のための臨時議会開催を求める。
- 5月11日 防衛省、宮古島へ陸自警備部隊・ミサイル部隊など約800人の配備を正式打診。着上陸訓練場の整備も検討。
- 5月12日 普天間飛行場に巡回配備中のUH1ヘリ1機がネパール大震災救援活動中に行方不明。
- 5月13日 「辺野古基金」設立総会。寄付総

- 額1億8540万6093円(5月11日現在)。新基地建設阻止に向け運用本格化へ。
- 5月13日 防衛省、辺野古沖に設置の浮具・油防止膜の撤去は「不要」との見解。設計変更申請の提出求める県の見解と対立。
- 5月13日 県、知事公室地域安全政策課内に「特別班」を設置。辺野古新基地建設阻止のための手段や行政権限などを検討。
- 5月14日 名護市議会、米政府と米上下院議院に新基地建設の現状調査を求める決議可決。「民意無視」の現状訴える。
- 5月15日 沖縄「本土復帰」から43年。
- 5月16日 琉球民族独立総合研究学会、設立2周年記念公開シンポジウム開催。
- 5月17日 「戦後70年 止めよう辺野古新基地建設！沖縄県民大会」。参加者約3万5000人。翁長知事、建設阻止に向け決意。
- 5月19日 米海兵隊、ハワイで同盟国などの部隊幹部ら招き研修会合。アジア太平洋の島嶼防衛能力向上目指し、連携強化図る。
- 5月18日 ハワイ・ペロウズ基地でMVオスプレイが訓練中に墜落。1名死亡。翁長知事、原因究明まで県内での飛行停止を要求。
- 5月19日 米、普天間飛行場におけるオスプレイ運用停止せず。日本へ「根本的欠陥なし」との見解を伝達。
- 5月19日 国連人権委員会、在沖米軍基地に関し米へ改善勧告。対米審査報告書で基地による人権侵害を指摘。
- 5月19日 米海兵隊、ハワイ、ネパールでの事故初期調査を報告。オスプレイ及びヘリに「機体不具合なし」として、運用停止せず。
- 5月19日 ハワイ・オスプレイ墜落事故で新たに海兵隊員1名が死亡。死者計2名に。
- 5月20日 海保、辺野古沿岸での海上警備をめぐり「報道に誇張」と県内2紙を批判。

### 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

#### アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

### 今号の略語

- NAC=新アジェンダ連合
- NPT=核不拡散条約
- NWBT=簡易型核兵器禁止条約
- NWC=核兵器禁止条約

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

### 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、林田光弘、丸山淳一、土山秀夫、梅林宏道